平成２５年（フ）第２６７号
和歌山市西庄1044番地の33　セジュール２番館108
債務者　北口志登美
1　決定年月日時　平成25年10月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月12日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第２７３号
和歌山県有田郡有田川町大字垣倉318番地11
債務者　前田　才治
1　決定年月日時　平成25年10月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月12日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第２８４号
和歌山市宇須４丁目２番20号　メゾンＮ１－Ｃ
債務者　辻　　和子（旧姓濱口）
1　決定年月日時　平成25年10月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月12日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第２９７号
和歌山県有田郡広川町大字広257番地１
債務者　森　　由美
1　決定年月日時　平成25年10月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月12日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第３０３号
和歌山県橋本市岸上132番地の11、申立時の住所和歌山県橋本市高野口町伏原266番地１
債務者　中本　　薫
1　決定年月日時　平成25年10月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月12日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第３１１号
和歌山市島橋東ノ丁１番26号
債務者　八幡　篤司
1　決定年月日時　平成25年10月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月12日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第３１８号
和歌山県紀の川市桃山町調月769番地148
債務者　山口　加純
1　決定年月日時　平成25年10月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月12日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第３３０号
和歌山市松江北５丁目12番１号
債務者　中川　信一
1　決定年月日時　平成25年10月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月12日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第３３２号
和歌山市南片原１丁目６番地
債務者　阪口　正子
1　決定年月日時　平成25年10月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月12日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第３３９号
和歌山市新高町９番14号
債務者　脇田　正和
1　決定年月日時　平成25年10月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月12日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第３４１号
和歌山市平井113番地　平井第３団地３棟１号
債務者　瀧口　典宏
1　決定年月日時　平成25年10月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月12日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第７０号
山口県周南市大字徳山5037番地
債務者　吉冨奈保子
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月12日まで　山口地方裁判所周南支部

平成２５年（フ）第７１号
山口県周南市大字徳山5037番地
債務者　吉冨紀美代
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月12日まで　山口地方裁判所周南支部

平成２５年（フ）第７５号
山口県周南市大字徳山5037番地
債務者　吉冨　紀和
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月12日まで　山口地方裁判所周南支部

平成２５年（フ）第６９９号
神戸市長田区前原町２丁目２番17号　リトルパーク202号
債務者　中島　孝晴
1　決定年月日時　平成25年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月13日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６５号
熊本県荒尾市日の出町13番19号
債務者　園田　和征
1　決定年月日時　平成25年10月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月13日まで　熊本地方裁判所玉名支部

平成２５年（フ）第６６号
熊本県荒尾市日の出町13番19号
債務者　園田　康子
1　決定年月日時　平成25年10月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月13日まで　熊本地方裁判所玉名支部